

# 令和2年度社会福祉法人の指導監査結果

## 第1章 指導監査の方針

### 1 指導監査の意義と目的

社会福祉法人には、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、盛岡市では、社会福祉法第56条第1項及び第70条その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

### 2 指導監査実施の経緯

平成20年4月1日に盛岡市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県において実施していた社会福祉法人の指導監査に関する事務が移譲され、平成20年度から盛岡市において指導監査を実施しています。

### 3 指導監査の実施方針

指導監査は、法令、国及び盛岡市の指導監査関係通知に基づき実施するとともに、社会福祉法人の現状を勘案の上、計画的に行うこととしており、「社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長及び老健局長連名通知）」を踏まえて、実施しました。

指摘に当たっては、各法人の自主的な運営方針を尊重し、表面的な指摘にとどまらず、問題の発生原因及び改善方策を明らかにするとともに、継続的な指導を行う中で法人並びに事業の自主的な改善が図られるよう、より具体的な助言・指導を行いました。

### 4 令和2年度社会福祉法人に係る指導監査重点事項

令和2年度指導監査の重点事項は次のとおりです。

#### I 適正な法人運営の確保について

- (1) 役員（理事・監事）、評議員等の選任及び職務の執行状況
- (2) 理事会及び評議員会の招集・開催・審議等の状況
- (3) 報酬等の支給基準の作成及び支給状況

#### II 適正な資産管理等について

- (1) 計算書類等の審査及び分析による法人経営の状況
- (2) 基本財産の管理運用の状況
- (3) その他財産の管理運用の状況

- (4) 内部牽制<sup>けんせい</sup>体制確立の状況
- (5) 会計基準に従った会計処理の状況

### Ⅲ 情報公表とサービスの質の向上について

- (1) 法令等で定められた書類の備置き及び公表状況
- (2) 苦情解決及び福祉サービス第三者評価等の取組状況

### Ⅳ その他

- (1) 登記すべき事項の登記状況
- (2) 社会福祉充実計画の策定及び実施状況

## 第2章 指導監査の結果

### 1 指摘事項の概要（令和3年3月31日現在）

- (1) 所管法人数 51法人（前年比±0）
- (2) 指導監査実施法人数 14法人（前年比▲4）
- (3) 指摘区分別の状況

指摘区分	件数	割合
文書指摘	49件	27.4%
口頭指導	102件	57.0%
助言事項	28件	15.6%
合計	179件	100.0%

- (4) 指摘内容別の状況

#### ア 全体の指摘状況

指摘区分	件数	割合
法人運営	72件	40.2%
事業	1件	0.6%
管理	106件	59.2%
合計	179件	100.0%

イ 法人運営に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
定款	8件	11.1%
内部管理体制	1件	1.4%
評議員・評議員会	28件	38.9%
理事	10件	13.9%
監事	4件	5.6%
理事会	16件	22.2%
評議員, 理事及び監事報酬	5件	6.9%
合計	72件	100.0%

ウ 事業に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
事業一般	0件	0.0%
社会福祉事業	1件	100.0%
公益事業	0件	0.0%
収益事業	0件	0.0%
合計	1件	100.0%

エ 管理に係る事項の内訳

指摘区分	件数	割合
人事管理	0件	0.0%
資産管理	0件	0.0%
会計管理	94件	88.7%
その他	12件	11.3%
合計	106件	100.0%

## 2 指摘事項の内容及び件数

### 指導監査ガイドライン 項目別 指摘一覧表【令和2年度指導監査分】

大区分	詳細区分		指摘結果					
			文書	口頭	助言	合計		
I-1 定款	I-1	定款	1	5	2	8		
			1	5	2	8		
I-2 内部管理体制	I-2	内部管理体制	0	0	1	1		
			0	0	1	1		
I-3 評議員・評議員会	I-3(1)	評議員の選任	3	7	0	10		
			I-3(2)	評議員会の招集・運営	8	10	0	18
					11	17	0	28
I-4 理事	I-4(1)	定数	0	0	0	0		
			I-4(2)	選任及び解任	0	0	3	3
					3	2	0	5
			I-4(4)	理事長	0	1	1	2
					3	3	4	10
I-5 監事	I-5(1)	定数	0	0	0	0		
			I-5(2)	選任及び解任	2	1	0	3
					1	0	0	1
			I-5(3)	職務・義務	3	1	0	4
I-6 理事会	I-6(1)	審議状況	7	5	1	13		
			I-6(2)	記録	0	3	0	3
					0	0	0	0
			I-6(3)	債権債務の状況	7	8	1	16
I-7 会計監査人	I-7	会計監査人	0	0	0	0		
			0	0	0	0		
I-8 評議員、理事、 監事及び会計監 査人の報酬	I-8(1)	報酬	0	0	0	0		
			I-8(2)	報酬等支給基準	0	4	1	5
					0	0	0	0
			I-8(4)	報酬等の総額の公表	0	0	0	0
					0	4	1	5
<b>I 法人運営 合計</b>			<b>25</b>	<b>38</b>	<b>9</b>	<b>72</b>		
II-1 事業一般	II-1	事業一般	0	0	0	0		
			0	0	0	0		
II-2 社会福祉事業	II-2	社会福祉事業	0	0	1	1		
			0	0	1	1		
II-3 公益事業	II-3	公益事業	0	0	0	0		
II-4 収益事業	II-4	収益事業	0	0	0	0		
<b>II 事業 合計</b>			<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		
III-1 人事管理	III-1	人事管理	0	0	0	0		
III-2 資産管理	III-2(1)	基本財産	0	0	0	0		
			III-2(2)	基本財産以外の財産	0	0	0	0
					0	0	0	0
			III-2(4)	不動産の借用	0	0	0	0
					0	0	0	0
III-3 会計管理	III-3(1)	会計の原則	2	2	0	4		
			III-3(2)	規程・体制	0	19	8	27
					14	19	5	38
			III-3(4)	会計帳簿	0	3	0	3
					6	11	5	22
22	54	18	94					
III-4 その他	III-4(1)	特別の利益供与の禁止	0	0	0	0		
			III-4(2)	社会福祉充実計画	0	0	0	0
					1	0	0	1
			III-4(4)	その他	1	10	0	11
2	10	0			12			
<b>III 管理 合計</b>			<b>24</b>	<b>64</b>	<b>18</b>	<b>106</b>		

### 3 主な指摘事項

令和2年度の指導監査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例 No.	大区分	詳細区分	項
	指摘事例		
I 法人 運 営	1	評議員・評議員会 評議員の選任 評議員になれない者ではないか、法人において確認したことの証跡がない	6
	2	評議員・評議員会 評議員会の招集・運営 評議員会の招集が理事会の決議により適正に行われていない	9
	3	理事 / 監事 適格性 / 選任及び解任 役員になれない者ではないか、法人において確認したことの証跡がない	10
	4	監事 職務・義務 監事が理事会への出席義務を履行していない	11
	5	理事会 審議状況 役員改選後に開催する理事長等選定の理事会の招集が適正に行われていない	12
	III 管 理	6	会計管理 会計処理 理事会（評議員会）で承認された最終補正予算と決算承認を受けた計算書類の「予算」が整合していない
7		会計管理 会計処理 予算執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合に、補正予算を編成していない	15
8		会計管理 会計処理 減価償却計算ソフトの設定が誤っているため、次の計算が適正に行われていない (1) 減価償却費 (2) 国庫補助金等特別積立金取崩額	16
9		その他 その他 契約事務において、伺い書等に「契約方法」及び「その根拠」が記載されていない	18
付 録		法令等略称一覧	20

※各事例の「ガイドライン」は、それぞれ指導監査ガイドラインの項目・監査事項に対応します。

例) 「I-3-(2)-1」は指導監査ガイドラインの次に該当します。

項 目	I 法人運営 3 評議員・評議員会 (2) 評議員会の招集・運営
監査事項	1 評議員会の招集が適正に行われているか。

事例No. 1	評議員になれない者ではないか、法人において確認したことの証跡がない
---------	-----------------------------------

### 指摘内容

評議員候補者が社会福祉法等に定める欠格事由等に該当しないことについて、法人において確認した証跡を残すこと。

### 解説

法人は、評議員を選任する際に、評議員候補者が評議員となることができない（社会福祉法等に定める欠格事由等に該当しない）者ではないか確認を行う必要があります。

この評議員候補者が、欠格事由等に該当しないか確認したことについては、理事会における評議員選任・解任委員会への推薦の提案時の根拠資料ともなるため、確認したことの証跡を法人において残しておくことが必要です。

なお、確認すべき欠格事由等としては、大きく次のとおりです。

- ① 欠格事由に該当しないか
- ② 当該法人の役員若しくは職員を兼ねていないか
- ③ 各評議員又は各役員と特殊の関係にないか
- ④ 暴力団員等の反社会的勢力の者でないか

※ ①及び③のさらに細かい確認事項は、参考1及び2のとおりです。

### 改善方法

誓約書等により候補者本人に欠格事由等に該当しないことの確認を行う方法があります。

なお、重任（再任）の場合であっても、前回の選任時から、本人の状況が変化している可能性もありますので、選任の度、改めて誓約書等により確認を行ってください。

### 根拠法令等

- ・ 法第40条第1項、第2項、第4項、第5項
- ・ 規則第2条の7第1号～第8号
- ・ 審査基準第三 法人の組織運営 1 (6)
- ・ 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

### ガイドライン

- ・ I-3-（1）-2

## 参考 1 評議員の欠格事由・特殊の関係

<p><b>【欠格事由】</b>（法第40条第1項）</p> <p>次に掲げる者は、評議員となることはできない。</p>	
ア	法人
イ	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
ウ	生活保護法，児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者
エ	ウに該当する者を除くほか，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者
オ	第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
<p><b>【各評議員又は各役員と特殊の関係がある者】</b>（法第40条第4項，第5項）</p> <p>次のア～ウの者が含まれてはならない。</p>	
ア	当該評議員の配偶者
イ	当該評議員の3親等以内の親族
ウ	規則で定める特殊関係者（参考2）

## 参考2 規則で定める特殊関係者

<p>規則で定める特殊関係者とは次のとおり。（規則第2条の7，第2条の8）  <u>（これらの者が含まれてはならない。）</u></p>	
ア	当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情がある者
イ	当該評議員又は役員に雇用されている者
ウ	当該評議員又は役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
エ	イ又はウに掲げる者の配偶者
オ	アからウに掲げる者の三親等以内の親族で，これらの者と生計を一にする者
カ	当該評議員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員，業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員，業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が，3分の1を超える場合に限る。）
キ	他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が，当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
ク	<p>次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者</p> <p>当該団体の国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者以外の職員が，当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が，3分の1を超える場合</p> <p>(ア) 国の機関</p> <p>(イ) 地方公共団体</p> <p>(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第102号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて，総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p>



事例No. 2	評議員会の招集が理事会の決議により適正に行われていない
---------	-----------------------------

### 指摘内容

評議員会の日時及び場所、議題、議案の概要について、理事会の決議によって定められていない事例を確認した。評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、評議員会の日時及び場所、議題、議案の概要について定める必要があるため、理事会の決議によって定めること。

また、評議員会において決議の省略手続きを行う場合については、日時及び場所の決議に代えて決議の省略により実施する旨の決議を得ること。

### 解説

評議員会は、次の事項を理事会で決議した上で招集する必要がありますが、決議すべき事項の全て若しくは一部について理事会の決議を受けていなかった事例です。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあってはその旨）

なお、評議員会を決議の省略により実施する場合は、招集の決議と同様に次の事項を理事会において決議した上で実施するようにしてください。

- ① 評議員会の決議の省略により実施すること
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあってはその旨）

### 改善方法

評議員会の開催にあたっては、開催日時・場所、議案等について必ず理事会で決議を行い、その上で招集通知を発出してください。

### 根拠法令等

- ・ 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、194条

### ガイドライン

- ・ I-3-(2)-1

事例No.3	役員になれない者ではないか、法人において確認したことの証跡がない
--------	----------------------------------

### 指摘内容

- (1) 理事候補者の次の資格等について、法人において確認したことの証跡を残すこと。
- ・ 欠格事由に該当しないこと
  - ・ 各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと
  - ・ 暴力団等の反社会的勢力に属する者ではないこと
- (2) 監事候補者の次の資格等について、法人において確認したことの証跡を残すこと。
- ・ 欠格事由に該当しないこと
  - ・ 理事又は職員を兼ねていないこと
  - ・ 役員と特殊関係にある者が含まれていないこと
  - ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないこと

### 解説

法人は、役員を選任する際に、役員候補者が役員となることができない（社会福祉法等に定める欠格事由等に該当しない）者ではないか確認を行う必要があります。

なお、確認すべき欠格事由等は、上記の指摘内容のとおりです。なお、監事は理事の職務の執行を監査する役割を有することから、理事又は職員を兼ねることはできません。

	監事	理事	評議員	職員
監事		× (法第44条第2項)	× (法第40条第2項)	× (法第44条第2項)
理事	× (法第44条第2項)		× (法第40条第2項)	○
評議員	× (法第40条第2項)	× (法第40条第2項)		× (法第40条第2項)
職員	× (法第44条第2項)	○	× (法第40条第2項)	

### 改善方法

誓約書等により候補者本人に欠格事由等に該当しないことの確認を行う方法があります。

なお、重任（再任）の場合であっても、前回の選任時から、本人の状況が変化している可能性もありますので、選任の度、改めて誓約書等により確認を行ってください。

### 根拠法令等

- ・ 法第44条第1項、第2項、第6項、第7項
- ・ 規則第2条の10、第2条の11

### ガイドライン

- ・ I-4-(3)-1, I-5-(2)-2

事例No. 4	監事が理事会への出席義務を履行していない
---------	----------------------

### 指摘内容

監事が理事会を欠席している事例を確認した。監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有しており、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないことから、監事が出席できるよう日程調整等を行うこと。

### 解説

監事が理事会を欠席していた事例です。

監事は理事会へ出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる<sup>けんせい</sup>ことが義務付けられています。理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から、監事が理事会において必要に応じて意見を述べることは重要であるため、法令上、義務とされているものです。

また、監事には理事会への出席義務以外に、毎年度の監査報告と次の報告義務があります。

#### ① 理事会への報告義務

次のいずれかに該当するときは、その旨を理事会に報告しなければなりません。

- ・理事が不正の行為をしたとき
- ・理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- ・法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- ・著しく不当な事実があるとき

#### ② 評議員会に対する報告義務

理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他資料を調査しなければなりません。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならないこととされています。

### 改善方法

法人の監事全員が理事会に出席し意見等の発言ができるよう、理事会の開催にあたっては、日程調整を行ってください。

### 根拠法令等

- ・法第45条の18
- ・法第45条の18第3項で準用する一般法人法第100条、101条、102条

### ガイドライン

- ・I-5-(3)-1

事例No.5	役員改選後に開催する理事長等選定の理事会の招集が適正に行われていない
--------	------------------------------------

### 指摘内容

定時評議員会と同日に開催した理事長等の選定の理事会の招集について、役員改選前の役員に通知していることを確認した。役員改選後に開催する理事長等選定の理事会の招集については、新たに就任した改選後の役員に対して通知する必要があることから、適正に実施すること。

なお、役員改選を行う定時評議員会の後、同日に理事会を開催する場合は、改選後の役員全員の同意を得ることにより、招集手続きを省略して開催することができることに留意すること。

### 解 説

評議員会で理事が選任された後は、速やかに理事会を開催し、理事長を選定するとともに、組合登記令に従い選定後2週間以内に代表者の変更登記をする必要があります（理事長が重任であっても同様）。

理事会の開催に当たっては、原則、理事会開催日の1週間（中7日間）前までに招集通知を役員全員に発出する必要がありますが、評議員会において選任された理事の中から理事長を選定する理事会は、理事長の不在期間を無くする観点から、定時評議員会後の同日に速やかに開催されることが望ましいです。

この場合、役員が改選されるため、重任であっても、あらかじめ招集通知を発しておくことはできません。そのため、「招集手続の省略」により改選後の役員を招集することになります。招集手続の省略には、改選後の役員全員（欠席者含む）の同意が必要となります。この同意の取得・保存の方法には、同意書の提出や口頭での同意が考えられます。口頭で同意を得た場合には、その旨を必ず議事録に記載してください。

### 根拠法令等

- ・法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項

### ガイドライン

- ・I-6-(1)-1

事例No.6	理事会（評議員会）で承認された最終補正予算と決算承認を受けた計算書類の「予算」が整合していない
--------	---

**指摘内容**

〇〇拠点区分の予算について、計算書類（第1号第4様式）の予算額と最終補正予算額が整合していないことを確認したので、計算書類の予算額の金額は、理事会で承認された最終補正予算額と整合させること。

**解 説**

3月開催の理事会において承認された最終補正予算の予算額と、5月開催の決算承認理事会において承認された拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の予算額が整合していなかった事例で、結果として、法人単位資金収支計算書（第1号第1様式）の予算額が整合していなかったものです。補正予算は適正に理事会で承認されたものの、最終的な計算書類の作成時に入力漏れがあったと考えられます。

**【留意事項】**

最終補正予算は毎年度3月末までに編成し、理事会（定款上、評議員会の承認が必要な場合は評議員会）の承認を受ける必要があるため、最終補正予算は4月以降の変更ができないことに留意してください。

**改善方法**

決算承認を得る前に必ず、計算書類の法人単位資金収支計算書（第1号第1様式）と拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の予算額が、最終補正予算額と一致していることを確認するようにしてください。

予算額に関わらず、計算書類は法人の運営の透明性の確保の観点から、一般に公表されるものです。そのため、計算書類の作成時には入力漏れがないよう、計算書類の作成者以外の者が確認するなど、内部のチェック体制を働かせることが重要です。

また、法人において、理事長が予算管理責任者を任命する際に、会計責任者を予算管理責任者とすることが望ましいです。

会計責任者は会計に係る全ての内容について認識しており、また、予算管理責任者は、予算の執行状況を毎月の月次報告と共に把握し、当初予算と乖離<sup>かいり</sup>が見込まれる場合は、補正予算を編成する等の措置を講じているので、予算額の誤り等に気づきやすいものと考えられます。

**根拠法令等**

- ・ 会計省令第16条第5項
- ・ 留意事項2（1）

**ガイドライン**

- ・ Ⅲ-3-（3）-3

## 補足 認可保育所を経営している社会福祉法人において

一つの保育所を経営し、会計区分を一つの拠点区分としている場合は、資金管理の必要性から予算管理の単位を「サービス区分」とすることが望ましい（注1）ものと考えられます。

（注1）「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により，委託費については，一定の用途範囲が定められているため。

事例No. 7	予算執行に当たって、年度途中で予算との乖離等 <sup>かいり</sup> が見込まれる場合に、補正予算を編成していない
---------	--

### 指摘内容

法人単位資金収支計算書における大区分の「〇〇費支出」に予算超過を確認した。経理規程に基づき、補正予算の編成や予測しがたい支出を補うための予備費の使用等により、予算管理を徹底すること。

### 解説

最終補正予算について3月の理事会（評議員会）で承認を得た後に、拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）の大区分勘定科目に、予算超過が認められた事例です。当該事例では、予備費の計上はなく、同一拠点区分内の中区分の勘定科目の相互間においても余剰金がないため、予算流用もできない状況であり、最終的に法人単位資金収支計算書（第1号第1様式）の大区分勘定科目において予算超過となったものです。

### 改善方法

予算超過とならないよう、次の方法が考えられます。

① 予備費の計上

予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上してください。予備費の金額については、理事会において計上金額の根拠が説明され、承認を受けることが重要です。

② 予算の流用

同一拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において、理事長承認により予算を流用してください。

③ 軽微な乖離<sup>かいり</sup>の範囲を規定

補正予算の編成を要しない、軽微な乖離<sup>かいり</sup>の範囲について、法人内部規程や予算等において定めてください。軽微な乖離<sup>かいり</sup>の範囲は法人の規模によって異なるので、法人において検討した上で規定等することが必要です。

### 根拠法令等

- ・留意事項2（2）

### ガイドライン

- ・Ⅲ-3-（3）-3

事例No. 8	減価償却計算ソフトの設定が誤っているため、次の計算が適正に行われていない (1) 減価償却費 (2) 国庫補助金等特別積立金取崩額
---------	--

### 指摘内容

- (1) 平成27年4月1日以降に取得した減価償却資産について、法令に規定された計算方法により償却されていないことを確認したので、令和2年度会計に係る決算において適正な帳簿価額残高とすること。
- (2) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しについて、減価償却の計算式と異なる計算式で取り崩しが行われていることを確認した。国庫補助金等特別積立金は、減価償却と同一の計算式で取り崩しが行われるものであることから、令和2年度会計に係る決算において適正な帳簿価格残高とすること。

### 解 説

- (1) 平成27年4月1日以降に取得した減価償却資産において、取得価額に定額法償却率を乗じて減価償却費を計算すべきところを、取得価額を耐用年数で除して減価償却費を計算していたもの。
- ・ 正：減価償却費＝取得価額×定額法償却率
  - ・ 誤：減価償却費＝取得価額÷耐用年数
- (2) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に係る国庫補助金等特別積立金において、残存価額（取得価額の10%）を考慮せずに取り崩しが行われていたもの。
- ・ 正：国庫補助金等特別積立金取崩額＝（取得価額－取得価額×10%）×定額法償却率
  - ・ 誤：国庫補助金等特別積立金取崩額＝ 取得価額×定額法償却率

#### 【留意事項】

減価償却計算ソフトの設定が誤っていると、減価償却費及び国庫補助金等特別積立金取崩額が正確に計算されません。時間が経過するにつれ償却差額（取崩差額）が積み上がり、計算書類に重大な影響を与える可能性があります。

### 改善方法

取得日に応じた計算方法が適用されているか、ソフトの設定状況の確認を行ってください。誤っている場合は適切な計算方法を適用してください。

なお、減価償却の計算等は、専門的な知見を要するものであるため、場合によっては専門家の支援を活用することを検討願います。

### 根拠法令等

- ・ 留意事項15 (2)イ
- ・ 留意事項17 (4)
- ・ 留意事項 別添2



## ガイドライン

- ・Ⅲ-3-(1)
- ・Ⅲ-3-(3)-3

事例No.9	契約事務において、伺い書等に「契約方法」及び「その根拠」が記載されていない
--------	---------------------------------------

**指摘内容**

物品購入の契約にあたり随意契約としていたが、随意契約とした根拠が不明確であることを確認した。随意契約とする場合は、その根拠について経理規程第○条（随意契約）第○項第○号から第○号までのいずれの理由に該当するかを伺い書等に明記すること。

**解 説**

固定資産の購入にあたり随意契約を行っていたが、伺い書に「随意契約とする旨」及び「その根拠」が明記されていなかった事例です。

社会福祉法人の契約方法は、機会均等・公正性・経済性の観点から、一般競争入札を原則とし、法人の経理規程等で定められた少額契約など特定の条件を満たした場合にのみ、指名競争入札、又は、随意契約が可能です。

法人の意思決定過程を明確にするために、予定価格の多寡にかかわらず、伺い書等には「契約方法」及び「その根拠」を明記する必要があります。

**改善方法**

伺い書等に、各法人の経理規程に定めている契約の根拠として、次のような表をあらかじめ印刷しておくことで、「契約方法」及び「その根拠」の記載漏れを防ぐことができます。

(例)

契約方法	根拠
一般競争入札	経理規程第72条
指名競争入札	経理規程第73条第1項
	(1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
	(2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
	(3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合
随意契約	経理規程第74条第1項
	(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合
	(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
	(3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
	(4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
	(5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのあ

	る場合
	(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合
	(7) 落札者が契約を締結しない場合

※ モデル経理規程の条文を参考としています

#### 根拠法令等

- ・ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
- ・ モデル経理規程 第12章（契約）

#### ガイドライン

- ・ III-4-（4）-4

付 録

法令等略称一覧

略称	法令等名
法	社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
令	社会福祉法施行令（昭和33年6月27日政令第185号）
規則	社会福祉法人施行規則（昭和26年6月21日厚生省令第28号）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日号外法律第48号）
ガイドライン	社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長及び老健局長連名通知）別添 社会福祉法人指導監査要綱 別紙 指導監査ガイドライン
審査基準	社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障発第890号・社援発2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長，厚生省社会・援護局長，厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）別紙1 社会福祉法人審査基準
定款例	社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障発第890号・社援発2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長，厚生省社会・援護局長，厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）別紙2 社会福祉法人定款例
会計省令	社会福祉法会計基準（平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号）
運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，厚生労働省社会・援護局長，厚生労働省老健局長連名通知）別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い
留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長，厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長，厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長，厚生労働省老健局総務課長連名通知）別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

### 第3章 適正な法人運営のために

社会福祉法が改正され、社会福祉法人には、①経営組織のガバナンスの強化（評議員会等の設置の義務化）、②運営の透明性の確保（計算書類等や現況報告書の公表等）、③財務規律の強化（社会福祉充実残高の算定と再投資等）が求められることとなりました。

適正な法人運営のためには、社会福祉法をはじめ、関係法令や厚生労働省通知等を理解し遵守しなければなりません。盛岡市としましても、确实、効果的かつ適正な事業運営や適切な事務処理等が行われるよう、可能な限り、有効となる資料提供等を行いたいと考えています。皆様におかれましては、今後とも、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進のため、適正な法人運営及び社会福祉事業の経営に努められるようお願いいたします。